

# **大手又与人**伍了"

## もっとお互いを理解するための場や時間を





日本自立生活センター自立支援事業所 2013年10月29日発行 第31号



### いこかつくろかみんなのまつり 東九条マダン



日 時:11月3日(日)10:00-16:00【雨天は4日(月)に順延】

会 場:元・山王小学校(南区東九条東山王町27 京都駅八条口から徒歩5分)

#### ◆東九条マダンって?

在日韓国・朝鮮人と日本人がともに暮らす町・京都市南区東九条で、民族性や国籍、障害の有無やさまざ まな立場の違いを超えて、たくさんの人々が共につどい、力を合わせて一つのマダン(ひろば)を創りだす ことをめざし、1993年以来毎年秋に開催されている地域のまつりです。

和太鼓と「サムルノリ」(朝鮮半島の打楽器)の演奏や、マダン 劇、歌と踊り、ギターライブ、「シルム」という朝鮮相撲の大会な ど演目が盛りだくさん。朝鮮半島に伝わる遊びや民族衣装試着、工 作コーナーもあって、子どもから大人まで楽しめます。韓国・朝鮮 料理のお店もいっぱいあって、お腹も大満足できますよ!

◆JCIL からも出店しま~す!

車いすと仲間の会・・・車いす体験コーナー I Lクラブ・・・オモチャの工作コーナー

ワークス共同作業所・・・お馴染みのわたがし など

◆主催:東九条マダン実行委員会

〒601-8013 京都市南区東九条南河原町3 TEL: 075-661-3264/FAX: 075-661-3294



#### 第4回 ワークス健康講座

ワークス共同作業所では、インフルエンザやノロウィルス、風邪などの冬の感染症の予防と対処について、医師の 田中先生をお招きして健康講座を開催します。事業所の利用者さん、介助者さんも一緒に学ぶことができます。冬の 体調管理のために、ぜひ足を運んでください。

テーマ: 冬の感染症 その予防と対処について

日時:11月29日(金)13:00~

場 所:ワークス作業所 松の間(自立支援事業所の建物の1階)

講 師:田中直樹 医師

参加費:無料

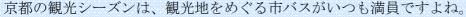
TEL: 075-682-7950 E-mail: jcil-kyoto@jcil.jp URL: http://www.jcil.jp/zigyosho/index.html

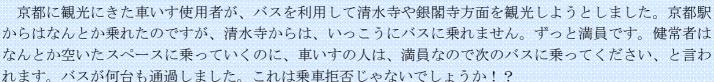
### 居場所づくり勉強会第24 弾報告 ~「障害者差別解消法」ができたよ!~

9月20日(金)、「障害者差別解消法」についての勉強会を行いました。最初にテレビ番組を見て、差別解消法の概要を確認するとともに、解消法が歴史的にどのような流れのなかでつくられてきたのかを学びました。障害者運動がずっと差別と闘ってきたことや、国連障害者権利条約などの国際的な流れによって、バリアフリーや差別解消に関する法律が成立したということがわかりました。そして、差別解消法で定められている「障害を理由と差別的取り扱い」「合理的配慮」が具体的にどんなものかを確認しました。

そのあとは、現実の「困ったこと」をどうやって解決するかどうかのケーススタディをしました。日常の問題は複雑です。簡単にどちらが悪いとは言えない、単純に一方が変わればいいという訳ではない場合が多くあります。「こんなとき、だれがどうしたらいいだろう?」をみんなで考えてアイデアを出しあうことこそが、差別を解消するために必要なのです。勉強会でもいろいろなアイデアが出てきました。ここにご紹介します!!

#### ケース1:バスの乗車拒否!?





#### ☆考えてみよう!

京都は観光都市なので、観光シーズンには人がほんとにたくさん来ます。バス停には行列ができます。でも、健常者ならばなんとか乗れるのに、車いすの人はなかなか乗れません。この状況はどうやったらよくなるでしょう。みんなでアイデアを出しあって、考えてみましょう。

#### ゚゙■バス会社(交通局)

- ・観光シーズンは予想できるはず。最初から増便すべき。
- ・2階建てのバスにする(車いすの方は1階に)。
- ・運賃を50倍くらいに値上げして、健常者が乗り にくくする(ひんしゅく)。
- ・市民用と観光用にバスを分ける。
- ・車いす専用/車いす優先のバスを走らせる。
- ・始発をずらす(いろんなバス停から出発にする)。
- ・バス会社(交通局)の人が、人の多いバス停で立って、乗客の人数を調整する。例えば、車イスの人がいるバス停で満員やったら、次のバスは前のバス亭で乗車制限するなど。
- ・交通局と共同で、地下鉄で行ける観光マップを つくる。
- ・交通局がタクシー会社に委託して、リフト付き の乗り合いタクシーを観光名所に走らせる。ま た、その時刻表をバス停に掲示する。
- 運転手が一声かけ、乗客は車いす利用者を優先 するよう協力する。

#### ■その他

- ・自力で歩く。
- みんなを車いすに乗せる。

#### ■行政

- ・法律で乗車拒否禁止法をつくる。
- 安部さん(首相)に言ってもらう。

#### ■乗客

- ・乗客の人に頼んで何人か降りてもらう(1時間に何本もあるバスは、そうしてくれる事が多いです。実際ありました!!)
- 乗客同士でゆずりあえばいいだけの話だと 思う。
- ・少し勇気が要りましたが、大きな声で『車 イスの方が乗車します。スペース下さい!』 と介助者が叫びました(そういう混雑はな るべく避けますが)。乗ってからは同乗者の 他のお客様は案外親切に気づかってくれま した。車イスにも「人間」が乗っていて、 移動するという目的があるということも、 他の人たちにもわかってもらえたらうまく いくこともあるのかな、と考えました。
- ・お客さんが降りて、次のバス亭に乗るよう にする。その場合、料金は1回分で。

#### ケース2:マンションの強制退去!?

マンションの2階に暮らしているのですが、3階の真上の部屋の人がうるさいのです。ドタドタと暴れたり、夜中に叫んだり。耐えかねて、管理会社に連絡して注意してもらったのですが、おさまらない様子。そんななか、真上の部屋の人の「支援者」なる人が訪ねてきました。「知的障害の特性で、興奮して暴れたり、叫んだりしてしまうことがある。理解してほしい。住めるところがなかなか見つからず苦労して、やっとここで地域生活ができている。町にも慣れてきているし、他に住めるところがない。どうか理解してください」とのこと。でもなぁ・・・・。「静かに暮らせないなら引っ越して」って思っちゃうのは差別なの?

#### ☆考えてみよう

集合住宅での騒音は大きな問題。でも、障害の特性で大きな声を出したり、ドタバタしてしまったりする人が地域で暮らすにはどうしたらいいでしょう。他の住民が我慢するか、どちらかが引っ越しせざるを得ないのでしょうか? 両方の立場で考えてみましょう。

#### ■防音

- ・天井に吸音材を入れる。
- 防音のためのじゅうたんやカーテンなどをつけてもらう。
- ・防音を考える(防音パネル)。←これが可能なら 問題がない。
- 家の壁を厚くしてもらう。
- 管理会社に相談。うるさくしている側の人の部 屋の壁を防音にする。
- ドタバタしてもうるさくないスリッパを作る。
- 話合いをして両方で防音対策をする。

#### ■部屋の変更

- ・マンションの管理人に相談して、マンションの 最上階か、空いている部屋にどちらかが引っ越 しをする。
- ・大家さんに部屋の入れ替えを頼む。できれば3階を1階に。
- ・1 階が空いたら本人さんが引っ越しできるよう に大家さんに一緒に交渉する。引っ越しができ るまでは我慢する。
- ・1階の人と部屋をかわる。
- ・1番影響のある部屋を1年ごとの交代にする。

#### ■コミュニケーション

- ・どちらも引っ越す必要はない。もう少し仲良くするために、3階 の人はたまには夕飯をおごったりする。
- 「うるさくしないでくださいね」と伝える。
- ・コミュニケーションをはかる。
- ・もう一回下の人と話をする。
- ・障害に限らず、子どもがいたりするとどうしてもうるさくなって しまうことはある。お互いさまだと思う。ただ、コミュニケーションを、一方的な理解じゃなくて、お互いに話せるようにする。

#### ■その他

- ・負けずに大きな声を出す(難し いね)。
- できるだけうるさくなくなるよう気をつける。
- ・慣れるしかない。耐え難くなったらこちらが引っ越しする。

#### こころとからだをすっきり!ヨガタイム

ヨガで自分の身体と向き合ってみませんか?ヨガの目的はきれいなポーズをとることではありません。その日の身体がどんなふうに動くか動かないか、意識を自分に向ける時間です。呼吸が深くなり、肩こり、腰痛、疲労感もやわらぎます。ぜひ参加してみてください♪

#### 講師は石田久美さんです。

★ヨガ:全身をうごかすヨガ

日 時:11月22日(金) 18:15-19:30 (OPEN18:00)

場 所:油小路事務所2F

持ち物:動きやすい服装・タオル・飲み物

参加費:無料

\*このヨガクラスは、JCIL自立支援事業所の利用者と家族・介助者を対象にしています。

## 総合支援法に変わったよ! えっ、ほんき? Part27

自立生活満喫中のリツコさん でもあんまり難しい話は苦手・・・



ほー。重訪が、知的障害者とかも使えるよう になるやつやんね。どうなったんやろう?

前回言うてたね。行動援護を前提として、それから重訪の利用を認めるとかなんとか。

行動援護を使うことが前提ではなくなった んやね。

そうなんやね。他にはどんなことが 決まったん?

なんか難しい話やけど、要は、ある程度 行動障害のある人、ということやんな。 ヘルパーの要件はどうなるんやろう?

主に身体系か知的系か、どっちなのかを言えるようになる、ということやんね。

そうやな~。あんまり厳密にわけられても困る もんなぁ。融通のきく制度であってほしいわ。



障害者制度改革について 勉強中のタクオさん 小難しいこともやさしく(?)解説

重度訪問介護の対象者拡大の件、厚労省からおお よその案が提示されたよ。

うん。水面下でいろいろやりとりがあったようだけ どね。これまで、知的障害者支援は、行動援護中心 の事業者がその「専門性」を標榜していて、そこら へんのからみがややこしかったようだ。

うん。そういう案を提示していた団体もあった。利権 もからむのかな一。でもある程度無難なところに落ち 着いた。行動障害のある方に対しては、行動援護の事 業者もまじえて話し合いして、支援のあり方を共有し てから、重訪を使っていこう、と。

うん。そうだとするとあまりにも制約多いからね。もと もと行動援護の事業者はかなり少ないし。

あとはね、基本、障害程度区分4以上で、認定調査における行動関連項目が8点以上、という要件がついた。ある程度、行動障害が重い人、ということだね。行動障害をもたない人の重訪利用は今後の検討課題。

ヘルパーは、基本は身体と知的で別の類型をつくるということは しない。これまでの資格のままで、知的の人にも入れるよ。 でも、支援のあり方が変わる部分もあるだろうから、「主として 肢体不自由者に対する重度訪問介護」か「主として知的・精神障 害者に対する重度訪問介護」を標榜できる、ということになった。

うん。いちおう、主に知的系向きの、重訪研修も新設されることになる。でも、どっちで資格をとっても、どっちにも入れることになりそうだよ。

そうだよね! (あ~、難病の対象拡大と自己負担問題について触れられなかった~!)